

平成 20 年 3 月 26 日

関係各位

(社)電子情報技術産業協会
AVストレージネットワーク事業委員会

レコーダーに関する「ダビング10」デジタル放送番組の録画・再生についての表記ガイドライン

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、AVストレージネットワーク事業委員会では、消費者の誤認や混乱を未然に防止し、健全な普及促進に資するため、表記について下記の通り取り決めを行いましたので、貴社関係部署に周知徹底方よろしくお願ひ申し上げます。 敬具

記

1. 目的

国内のデジタル放送において、ダビング10が運用されるにあたり、デジタルチューナー内蔵レコーダーの機能表示について、消費者の誤認や混乱を未然に防止することを目的とする。

2. 表示内容

(1) ダビング10についての説明

① ダビング10についての説明を行うこと。

<説明例>

- ・ ダビング10とは、従来「1回だけ録画可能」であったデジタル放送番組を、一定の条件のもとでコピー回数9回+ムーブ1回可能に緩和するものです。

② デジタル放送のすべての番組がダビング10で運用されているわけではない旨の表示をすること。

<説明例>

- ・ デジタル放送番組のすべてがダビング10になるわけではありません。

③ ダビング10のデジタル放送番組でも、コピー緩和とならない機器および録画条件等について説明すること。

<説明例>

- ・ ダビング10のデジタル放送番組であっても、非対応のDVDレコーダー、ハードディスクが内蔵されていないDVDレコーダー、内蔵ハードディスク以外のメディアに直接記録した場合には、従来の「1回だけ録画可能」な番組と同じ動作となります。

(2) ダビング10に対応する場合の表示

① ダビング10に対応する場合は、その旨を表示すると共に機能の説明を行うこと。

<表示例>

- ・ ダビング10対応

<説明例>DVDレコーダーの場合

- ・ ダビング10のデジタル放送番組は、ダビング10対応のハードディスクが内蔵されたDVDレコーダーで、内蔵ハードディスクに直接記録した場合にのみDVDへのコピーが9回可能で、10回目には移動(ムーブ)となります。移動完了後、移動した番組はハードディスクから自動的に消去されます。

② コンテンツ保護技術の説明について明記すること。

以下の説明例はDVDレコーダーと録画用 DVD の場合を示しているが、次世代光ディスクレコーダー等、他のレコーダー機器及びメディアの場合には、それらに対応したコンテンツ保護技術の説明を明記するものとする。

＜説明例＞ DVDレコーダーと録画用 DVD の場合

- ・ ダビング10のデジタル放送番組は、CPRMというコンテンツ保護技術に対応した録画機器及び録画用 DVD にて録画できます。
- ・ CPRM(Content Protection for Recordable Media)とは、ダビング10のデジタル放送番組に対するコンテンツ保護技術のひとつでダビング10の番組を録画再生する場合は機器及びディスクがこの技術に対応していることが必要です。

③ 録画できるメディアとモード及び録画できないメディアとモードを明確に表示すること。

＜説明例＞DVDレコーダーと録画用 DVD の場合

- ・ 本機は、ダビング10のデジタル放送番組をCPRM対応メディアにVRモードで録画可能です。但し、ディスクへ直接記録した場合は「1回だけ録画可能」となります。
- ・ CPRM対応メディアには「一回だけ録画可能な番組の録画に対応しています」、「CPRM対応」、などの表記がされているか、デジタル放送のロゴマークが付いています。

あるいは、ダビング10のデジタル放送番組に対し、録画できるメディアとモード及び録画できないメディアとモードの関係を図表等で具体的に表現してもよい。

(3) ダビング10に対応していない場合の表示

ダビング10に対応していない場合は、その旨を表示すること。

＜表示例＞

- ・ 本機はダビング10には対応していません。
- ・ ダビング10のデジタル放送番組を録画する場合にも、従来の「1回だけ録画可能」な番組と同じ動作となります。

ただし、上記「(1)ダビング10についての説明」の記載については各社裁量とする。

(4) 録画コンテンツの著作権に関する表示

録画コンテンツの著作権に対する尊重を示す旨を表示すること。

＜表示例＞

- ・ 私的目的で録画したものでも、著作権者等に無断で、販売したり、インターネットで公衆に送信すると著作権侵害となります。

3. 表示対象

各社のカタログ、ホームページ、取扱説明書等

ただし、旧製品等の取り扱い説明書については各社裁量とする。

4. 適用時期

各社対応可能な時期からとする。

5. 表示上の注意

＜表示例＞はあくまで例であり、次世代光ディスクレコーダー等、必要に応じて具体的な製品の機能などに見合うように、＜表示例＞の文章を変更あるいは充実させることは差し支えない。

以上